

第 3 期北広島町総合戦略について

(趣旨)

第 2 期北広島町総合戦略（地方版総合戦略）が、令和 7 年 3 月で計画期間終了するため、次期総合戦略を策定します。

※地方版総合戦略とは

まち・ひと・しごと創成法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づき、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的として、国及び県が策定した総合戦略を勘案しつつ、まち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本的方向を定めるものです。

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
国	第 1 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」					第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」								
									デジタル田園都市国家構想総合戦略					
県	第 1 期「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」					第 2 期「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」								
町	第 1 期「北広島町総合戦略」					第 2 期「北広島町総合戦略」								
	第 1 次北広島町 長期総合計画		第 2 次北広島町長期総合計画（前期）				第 2 次北広島町長期総合計画（後期）							

第 3 期北広島町総合戦略の策定について

地方版総合戦略の策定にあたって勘案することとされている国のデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日策定）では、地方版総合戦略において次の視点を掲げるよう提示されています。

- ・地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを構築
- ・施策間連携の強化
- ・デジタルの力の活用

これらを踏まえつつ、次のとおり、第 3 期北広島町総合戦略を策定します。

○計画期間について

第 2 次長期総合計画との整合を図るため、令和 7 年度から令和 8 年度の 2 年間とします。

○目標、施策に関する基本的方向について

目標、施策とも第 2 期総合戦略を引き継ぐことを基本とします。

第 2 次長期総合計画（後期）との整合性を図り、成果目標を定めます。

○地域ビジョンの構築について

第 2 次長期総合計画（後期）に掲げる将来像である「新たな感動・活力を創る北広島～人がつながり、チカラあふれるまち～」を掲げ、第 2 次長期総合計画（後期）と一体的に推進していきます。

○施策間連携の強化について

総合戦略の各施策における長期総合計画の施策分野との関連を示し、施策間連携強化の観点を明確化します。

○デジタルの力の活用について

北広島町 DX 加速化戦略との整合を図り、総合戦略の各施策において活用する北広島町 DX 加速化戦略に掲げるデジタル施策を示します。

